第４回　秋田２５市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！開催要項

１　目　　的

　　　県内全ての市町村が一堂に会し、市町村を代表する選手による駅伝大会を開催することにより、県民みんなが郷土を応援し全県が盛り上がることで「元気で賑わい　　のある秋田」の実現を図る。

２　主　　催

　　　秋田２５市町村対抗駅伝ふるさとあきたラン！実行委員会

３　共　　催

　　　秋田県、市町村、公益財団法人秋田県体育協会、一般社団法人秋田県観光連盟、株式会社秋田魁新報社、特定非営利活動法人トップスポーツコンソーシアム秋田

４　主　　管

　　　秋田陸上競技協会

５　後　　援（予定）

　　　秋田県教育委員会、市町村教育委員会、秋田県中学校体育連盟、秋田県高等学校体育連盟、秋田県スポーツ推進委員協議会、一般財団法人大館市体育協会、秋田県商工会議所連合会、秋田県商工会連合会、各報道機関　等

６　期　　日

　（１）平成２９年９月３０日（土）

　　　・　開会式　　午後　３時　男鹿総合運動公園内特設会場

　（２）平成２９年１０月１日（日）

　　　・　スタート　午前１１時　男鹿総合運動公園

　　　・　閉会式　　午後　２時　男鹿総合運動公園内特設会場

　　※　前日（９月３０日（土））から、プレイベントとして、各市町村２５ブースを設置して地域のＰＲや物産販売等を行う場を設けるほか、開催地（男鹿市）等との協議により企画した県民参加型のイベントを実施して賑わいの場をつくる。

７　コ ー ス

　　　男鹿総合運動公園を発着点とする男鹿市内循環特設コース

８　区 間 等

　　　９区間３１．０kmとし、各区間の距離、指定選手、中継所は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　間 | 指定選手 | 距離(km) | 中　　　　　継　　　　　所 |
| 区間 | 通算 |
| 第１区 | 小学生男子 | 1.5 | 1.5 | スタート |
| 第２区 | 小学生女子 | 1.4 | 2.9 | 第１ | 総合運動公園 |
| 第３区 | 中学生男子 | 3.2 | 6.1 | 第２ | 総合運動公園 |
| 第４区 | 壮　　年 | 4.8 | 10.9 | 第３ | 生鼻崎トンネル付近Ｔ字路 |
| 第５区 | 中学生女子 | 2.0 | 12.9 | 第４ | 男鹿工業高校前 |
| 第６区 | 高校生男子 | 5.3 | 18.2 | 第５ | 秋田銀行船越支店前 |
| 第７区 | 一般男子 | 6.5 | 24.7 | 第６ | 狭間田溜池前 |
| 第８区 | 一般女子 | 2.5 | 27.2 | 第７ | 男鹿興業社ポートエリア前 |
| 第９区 | 高校生女子 | 3.8 | 31.0 | 第８ | 男鹿市役所前 |
|  | 31.0 | ゴール（男鹿総合運動公園内特設ステージ前） |

９　競　　技

　　　本大会は、平成２９年度日本陸上競技連盟規則、同駅伝競走基準に準じるとともに、この大会開催要項に定めるところによる。

（１）　市・町・村の各部対抗とする。

（２）　走者は、前項の区間ごとに定める指定選手とする。ただし、町及び村の部に、　　　次の特例を設ける。

　　①　第４区・壮年の区間は、一般男女を可とする。

　　②　第６区・高校生男子の区間は、中学生男子又は一般男子を可とする。

　　③　第７区・一般男子の区間は、中学生男子又は高校生男子を可とする。

　　④　第８区・一般女子の区間は、中学生女子又は高校生女子を可とする。

　　⑤　第９区・高校生女子の区間は、中学生女子又は一般女子を可とする。

（３）　前号の特例を除き、区間ごとに定める指定選手がケガ・疾病等により出場できないときは、指定選手以外の者を走者とすることができる。ただし、この場合の当該区間の成績は、当該走者の記録に５分を加算したものとする。

（４）　出場チームは、各市町村２チームまでとする。ただし、２チーム出場の市町村で表彰の対象となるチームは、競技成績上位の１チームのみとする。

（５）　円滑な競技運営と交通渋滞の緩和を図るため、次のとおり繰り上げスタートを行う。

　　①　第５中継所（秋田銀行船越支店前）、第６中継所（狭間田溜池前）において、先頭通過から１５分で繰り上げスタートを行う。

　　②　第８中継所（男鹿市役所前）において、先頭通過から１０分で繰り上げスタートを行う。

　　③　①及び②以外の中継所においては、先頭通過から２０分の差が開いたチームで、審判長の判断により、繰り上げスタートを行う。

10　チーム編成

　　　チームの人数は２１名以内とし、次のとおり編成する。

（１）　監　督：１名

（２）　コーチ：２名

（３）　選　手：１８名以内

　　①　小学生・中学生・高校生・一般の各男女：８名

　　②　一般壮年（大会当日４０歳以上で男女を問わない）：１名

　　③　補欠：９名以内

11　出場資格

（１）　選手は、健康診断を受け、健康が認められる者とする。

（２）　選手は、氏名・年齢・肖像権等の個人情報について新聞・テレビ等への掲載・報道に利用されることの同意を得られた者とする。

（３）　小学生、中学生及び高校生は、「児童・生徒参加同意書兼健康証明書」に保護者の同意が得られた者とする。

（４）　選手の出場に関する市町村等の基準は次のとおりとする。

　　①　小学生・中学生

　　　　　出場できる市町村は、学校の所在地又は保護者の居住地（住民票のある市町村をいう、以下同じ。）の市町村とする。

　　②　高校生

　　　ア　平成１１年４月２日～平成１４年４月１日に生まれた者であって、高等専門学校生等を含むものとする。

　　　イ　出場できる市町村は、学校の所在地、卒業中学校の所在地（以下「出身地」という。）又は保護者の居住地の市町村とする。

　　③　一般・壮年

　　　ア　①及び②以外の社会人、大学生・専門学校生等（以下「大学生等」という。）とする。

　　　イ　秋田県内に在住している者（大学生等を除く）が出場できる市町村は、居住地、出身地又は勤務地の市町村とする。

　　　ウ　秋田県外に在住し出身地が県内である者（大学生等を除く）は、当該出身地の市町村から出場できる。（ふるさと選手という。）

　　　エ　大学生等が出場できる市町村は、学校の所在地、出身地又は保護者の居住地の市町村とする。

12　表　　彰

（１）　市・町・村の各部第１位に、賞状とカップを授与する。

（２）　市・町の各部第２位、第３位に、賞状とトロフィーを授与する。

（３）　市・町の各部第４位から第６位までに、賞状を授与する。

（４）　各部を通して第１位（総合優勝）の市町村に、賞状と優勝旗を授与する。

（５）　各区間成績において、第１位の選手に区間賞を授与する。ただし、第４区については、４０歳以上の選手で最上位の成績である者とする。

（６）　前回大会の総合優勝の市町村に、レプリカを授与する。

13　選手等のエントリー

（１）　１次エントリー

　　①　「選手等名簿」（様式１）を平成２９年８月１７日（木）正午までに、大会事務局あて提出すること。

　　②　「児童・生徒参加同意書兼健康証明書」（様式２）を添付すること。

（２）　２次エントリー

　　①　１次エントリー後に選手を変更するときは、「選手変更届」（様式３）を平成２９年９月１４日（木）正午までに、大会事務局あて提出すること。

　　②　変更する選手が、小学生、中学生、高校生のときは、「児童・生徒参加同意書兼健康証明書」（様式２）を添付すること。

（３）　最終エントリー

　　①　１次・２次エントリーの選手から区間配置を決定し、「選手オーダー表」（様式４）を平成２９年９月３０日（土）午後１時【時間厳守】までに、大会事務局あて提出すること。

　　②　選手オーダー表提出後、やむなく選手変更するときは、補欠選手を起用できる。

（４）　補欠選手の起用

　　①　補欠選手を起用するときは、「選手オーダー変更表」（様式５）を大会当日の午前８時【時間厳守】までに、大会事務局あて提出すること。

　　②　選手オーダー変更表提出後の選手変更は、原則として認めない。

（５）　臨機の救済措置

　　①　エントリーした選手が、ケガ・疾病等により出場できない特別な事情が生じたときは、大会当日の監督会議における承認を経て、エントリーしていない選手に変更ができる。なお、承認が得られないときは、出場は認めるものの、表彰の対象とならない。

　　②　特別な事情により選手変更しようとするときは、「臨機の救済措置による選手変更依頼書」（様式６）を大会当日の午前８時【時間厳守】までに、大会事務局あて提出すること。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　分 | 提　　出　　書　　類 | 提出期限 | 提出方法 |
| １次エントリー | 選手等名簿、児童・生徒参加同意書兼健康証明書 | ８月17日（木）正午 | 様式2郵送、他Ｅメール |
| ２次エントリー | 選手変更届、児童・生徒参加同意書兼健康証明書 | ９月14日（木）正午 | 様式2郵送、他Ｅメール |
| 最終エントリー | 選手オーダー表 | ９月30日（土）13:00 | 事務局あて持参（※） |
| 補欠選手の起用 | 選手オーダー変更表 | １０月１日（日）8:00 | 事務局あて持参（※） |
| 臨機の救済措置 | 臨機の救済措置による選手変更依頼書 | １０月１日（日）8:00 | 事務局あて持参（※） |

（※）Ｅメールでの提出は不可

14　宿　　泊

　　　大会前日に宿泊する場合は、各市町村の負担において手配すること。

15　ナンバーカード・タスキ

（１）　ナンバーカード

　　①　各市町村のナンバーカードは、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 【市の部】　（白） | 【町の部】　（赤） | 【村の部】　（黄） |
| １ | 秋　田　市 | ２１ | 小　坂　町 | ３１ | 上小阿仁村 |
| ２ | 能　代　市 | ２２ | 藤　里　町 | ３２ | 大　潟　村 |
| ３ | 横　手　市 | ２３ | 三　種　町 | ３３ | 東成瀬村 |
| ４ | 大　館　市 | ２４ | 八　峰　町 |  |
| ５ | 男　鹿　市 | ２５ | 五城目町 |
| ６ | 湯　沢　市 | ２６ | 八郎潟町 |
| ７ | 鹿　角　市 | ２７ | 井　川　町 |
| ８ | 由利本荘市 | ２８ | 美　郷　町 |
| ９ | 潟　上　市 | ２９ | 羽　後　町 |
| １０ | 大　仙　市 |  |
| １１ | 北秋田市 |
| １２ | にかほ市 |
| １３ | 仙　北　市 |

　　②　ナンバーカードの生地は、市（白）・町（赤）・村（黄）の各部ごとに色分ける。

　　③　ナンバーカードは、主催者が準備し、受付の際に配付する。

（２）　タスキは、主催者が準備する。

16　受付・監督会議

（１）　監督は、大会当日の午前８時までに、大会本部において受付を済ませること。

（２）　監督は、必ず監督会議に出席すること。場所は別に定める。

　　①　監督会議：平成２９年　９月３０日（土）開会式終了後

　　②　監督打合：平成２９年１０月　１日（日）午前８時３０分

17　開会式・閉会式

（１）　開会式

　　①　男鹿総合運動公園内特設会場において、平成２９年９月３０日（土）午後３時から行う。

　　②　各市町村は、チームエントリー全員参加することを原則とするが、やむを得ない事情がある場合はそのかぎりではない。

（２）　閉会式

　　①　男鹿総合運動公園内特設会場において、午後２時から行う。

　　②　表彰の対象となる市町村・選手は、必ず出席すること。

18　そ の 他

（１）　ユニフォーム

　　①　各市町村のユニフォームは、主催者が準備する。ただし、主催者が準備するユニフォームは１８着以内とする。

　　②　選手は、主催者が準備したユニフォームを着用して出場しなければならない。（２）　選手の輸送

　　①　男鹿総合運動公園から各中継所までの選手の輸送は、主催者が行う。（ただし、第１・第２中継所までは除く。）

　　②　選手は、主催者が準備した車両で移動しなければならない。

（３）　大会の中止

　　　　大会当日の朝、災害発生を警戒する各種気象警報等が発表された場合は、大会開催を中止するときがある。

（４）　その他、大会の運営に関する詳細は、別に定める。